

滋賀県衛生科学センターだより

No. 32

2024年11月

編集発行 滋賀県衛生科学センター
〒520-0834 大津市御殿浜 13-45
Tel 077-537-3050 Fax 077-537-5548
e-mail: eh45@pref.shiga.lg.jp
HP: <https://www.pref.shiga.lg.jp/eiseikagaku/>

「夏休み親子教室」を開催しました

夏休み期間中、滋賀県在住の小学生とその保護者を対象に「夏休み親子教室」を開催しました。今回の教室では、子どもたちから衛生や科学に理解と関心を深めることを目的として、講義と体験・実験を行いました。

講義では、衛生科学センターの所長が講師となり、地方衛生研究所の役割や各係の業務についてお話ししました。さらに健康科学情報係からは食中毒の原因や予防方法についての講義を行いました。



「衛生科学センターってどんなところ？」



「食べ物による病気（食中毒）のおはなし」

体験では、手洗いチェッカーとルミテスターを使った手洗いを行いました。蛍光塗料を手に塗り、いつもどおりの手洗いで蛍光塗料がしっかり落とせているか、**手洗いチェッカー**（ブラックライト）で確認しました。また、**ルミテスター**で手の汚れを数値で確認し、しっかり汚れが落ちているか、手洗い前後で測定し記録してもらいました。



「手洗い体験」

実験では、天然の色素であるアントシアニンが、pH（酸性・中性・アルカリ性）によってどのように色がかわるかを見ました。**ブルーベリーを入れた水**（青紫色）に、酢（酸性）、水（中性）、こんにゃく水（アルカリ性）を入れて色の変化を見ました。また**バタフライピーが入った水**（青色）でも、同じように色の変化を見ました。



「どんな液体か調べてみよう」

参加者からは、「これからは、家で手を洗うときは30秒以上洗うことをこころがけたい」、「色がかわるじっけんが楽しかった。」、「実験しながら学べるとてもよい教室でした。」など、大変うれしいご感想をいただきました。子どもたちにとって、新たな学びの場となり、親子で楽しみながら衛生・科学を理解する良い機会になったと感じています。

来年度も引き続き開催予定です。次回も楽しく学ぶ場として親子教室を充実させていきたいと思っております。ご期待ください！

劇症型溶血性レンサ球菌感染症

(Streptococcal Toxic Shock Syndrome: STSS)

劇症型溶血性レンサ球菌感染症とは

溶血性レンサ球菌（いわゆる溶連菌）は、一般的には急性咽頭炎（のどの風邪）などを引き起こす細菌として知られています¹⁾。まれに引き起こされることがある重篤な病状として、劇症型溶血性レンサ球菌感染症(STSS)があります¹⁾。メディアなどでは、「人喰いバクテリア」と取り上げられることがあります²⁾。

STSSは、突発的に発症し、敗血症などの重篤な症状を引き起こし急速に多臓器不全が進行することがある重症感染症であり、その**死亡率は約30%**とされています¹⁾。

病原菌は、A群溶血性レンサ球菌の他、B群、C群、G群の溶血性レンサ球菌などがあります³⁾。STSS増加について、2023年の夏以降のA群溶血性レンサ球菌による急性咽頭炎の患者数が増加していることが要因の一つである可能性があると考えられています¹⁾。また、UK系統株との関連も懸念されています。UK系統株は、発赤毒素の生産量は従来株よりも9倍多く、伝播性も高いとされています³⁾。現時点で、日本におけるA群によるSTSSなどの増加と、UK系統株との関連は不明です³⁾。そのため、UK系統株の国内での発生状況や疫学的特徴を把握するために、疫学情報の収集が進められています。

主な症状

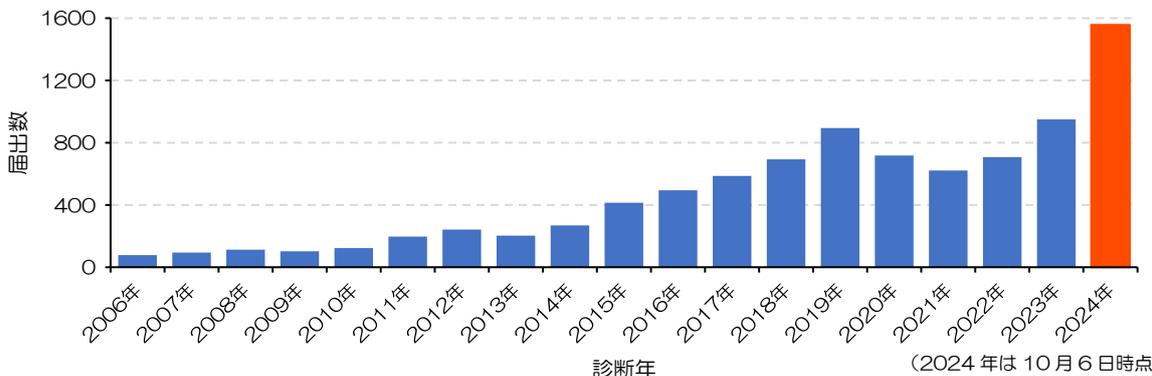
最初は、腕や足の痛みや腫れ、発熱、血圧の低下などから始まることが多く、その後、組織が壊死したり、呼吸状態の悪化・肝不全・腎不全などの多臓器不全を来し、場合によっては数時間で、**非常に急速に全身状態が悪化**します¹⁾。

STSSの**リスク因子**としては、新生児、高齢者、糖尿病、アルコール依存、外科的処置後、外傷（穿通外傷・鈍的外傷）、水痘の罹患、NSAIDsの使用、タンポンの使用、妊婦や周産期の女性、免疫不全者が知られています⁶⁾。

劇症型溶血性レンサ球菌感染症の発生動向

【全国の発生動向】**2024年**のSTSS症例は、1999年に感染症発生動向調査を開始して以降、**最も多い届出数**となっています（図1）。

2024年6月19日時点の血清群の内訳は**A群による届出が最も多く**⁵⁾、A群が全体に占める割合は62%と過去6年と比べ上昇しています⁵⁾。推定感染経路は、創傷感染288例（44%）、感染経路不明227例（35%）、飛沫感染59例（9%）、接触感染24例（4%）等となっており、**創傷感染**や**感染経路不明**が多くなっています⁵⁾。

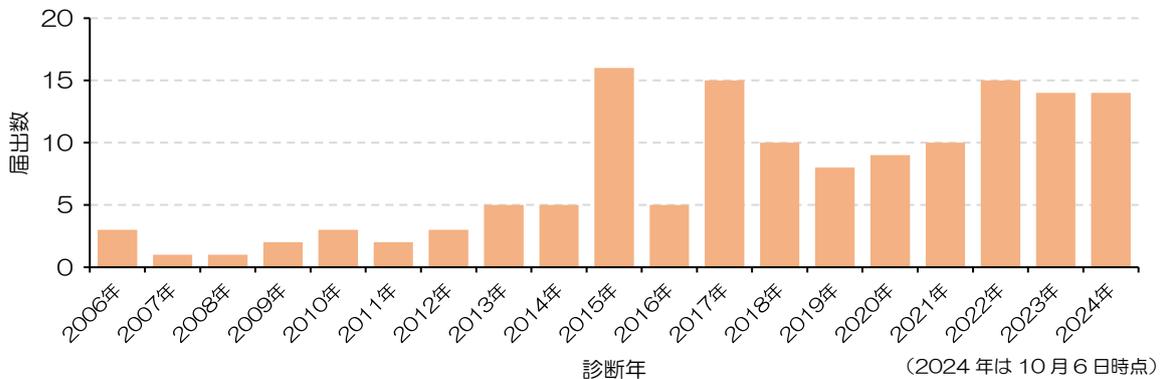


(図1) 全国の劇症型溶血性レンサ球菌感染症 届出数の年次推移

【滋賀県の発生動向】

滋賀県の2024年のSTSSの届出数は、10月6日時点で14例と**過去最多ペース**で報告されています（図2）。

2024年の血清群の内訳は、A群8例（57%）C群1例（7%）、G群5例（36%）とA群による届出が最も多くなっています。年代別では、30歳代5例（36%）、40歳代1例（7%）、50歳代2例（14%）、60歳以上6例（43%）となっています。幅広い年代から報告されています。



（図2）滋賀県の劇症型溶血性レンサ球菌感染症 届出数の年次推移

治療方法

適切な抗菌薬の迅速な投与。しかし、抗菌薬による治療のみでは改善が困難な場合が多く、緊急手術による広範囲の病巣の除去、集中治療室での全身状態の管理を要する場合があります¹⁾。

感染予防

手洗い、アルコール消毒などの手指衛生や咳エチケット、傷口の清潔な処置といった**基本的な感染対策**が有効です⁵⁾。

おわりに

STSSは、稀な感染症ではありますが、誰にでも起こりうる感染症です。

急速に病状が進行するため、治療などの対応は容易ではありませんが、日ごろからの基本的な感染対策を心掛けることが重要です。

衛生科学センターには感染症情報センターが設置されています。今後も感染対策に役立てていただけるよう、劇症型溶血性レンサ球菌感染症やA群溶血性レンサ球菌咽頭炎の発生動向など、感染症に関する情報発信を行っていきます。

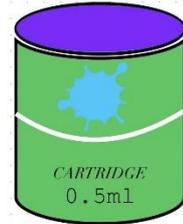
《参考文献》

- 1) 厚生労働省, 劇症型溶血性レンサ球菌感染症(STSS)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137555_00003.html
- 2) 国立感染症研究所, 劇症型溶血性レンサ球菌感染症
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansenohanashi/341-stss.html>
- 3) 国立感染症研究所, A群溶血性レンサ球菌による劇症型溶血性レンサ球菌感染症の50歳未満を中心とした報告数の増加について(2023年12月17日現在), 2024, IASR Vol. 45 p29-31: 2024年2月号.
- 4) <https://www.niid.go.jp/niid/ja/group-a-streptococcus-m/group-a-streptococcus-iasrs/12461-528p01.html>
- 5) 国立感染症研究所, 国内における劇症型溶血性レンサ球菌感染症の増加について(2024年6月時点)
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/tsls-m/2655-cepr/12718-stss-2024-06.html>
- 6) 国立国際医療研究センター, 劇症型溶血性レンサ球菌感染症(STSS)
<https://dcc-irs.ncgm.go.jp/material/manual/stss.html>

危険ドラッグの検査を実施しています

危険ドラッグとは

危険ドラッグとは、多幸感や快感を高める作用があり、麻薬、大麻、覚醒剤など（以下、規制薬物）と同様の有害性が疑われる製品のことをいいます。グミやクッキーなどお菓子のような形態のものや、お香、ハーブ、アロマなどと称して販売され、パッケージがポップなデザインで危険性を感じさせにくい外見のものもあります。そのため、規制薬物とは違って安全なものであるかのように見えますが、実際には規制薬物が検出された事例もあります。また、危険ドラッグには、規制薬物の化学構造に似せてつくられた未知の物質が混入されていることが多く、規制薬物と同等またはそれ以上に危険です。



危険ドラッグによる健康被害と指定薬物制度

令和5年11月、イベントで配布されたグミを喫食して体調不良により救急搬送される事件がありました。グミからは、大麻成分に似た化学構造をもつ、ヘキサヒドロカンナビヘキソール（以下、HHCH）が検出されました。HHCHを含む製品は、インターネットやSNSを介して流通し、健康被害が複数発生しました。

このことから、同年12月、厚生労働省はHHCHを新たに「指定薬物」に指定しました。また、翌年1月には、HHCHに似た物質を含む危険ドラッグが流通しないよう、化学構造が似た物質群を一括して指定薬物に指定する「包括指定」を行いました。

指定薬物制度は、危険ドラッグの流通を迅速に規制するために平成19年に制定された制度で、令和6年10月末時点で2,459物質が指定されています。しかしながら、危険ドラッグに含まれる物質が指定薬物に追加されるたび、別の化学構造に変化させるなどして規制を逃れ、流通しているのが現状です。

当所での検査状況

当所では、危険ドラッグに関して所管している県薬務課の依頼に基づき、危険ドラッグに該当する疑いのある製品の検査を、平成27年度から実施しています。令和5年度までの9年間で、インターネットで販売されていた23製品の検査を実施し、うち4製品から指定薬物を検出しました。これを受けて県は、該当する製品の販売業者を所管する自治体に情報提供するとともに、県ホームページに製品名等を掲載し、県民に使用しないよう注意喚起を行っています。

さいごに

当所では今後も薬物に関する最新の情報を収集し、迅速に検査を実施する体制を維持することによって、県民の危険ドラッグによる健康被害や事件・事故の防止に貢献していきます。

《参考出典》

- 厚生労働省 薬物乱用防止に関する情報のページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html

- 滋賀県健康医療福祉部薬務課 薬物乱用防止に関する情報

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/yakuuzi/14938.html>